

山梨県公報

第千六百八十三号

平成十八年

七月二十日

木曜日

目次

液化石油ガス販売事業者の認定の取消し	五四九
保安林の指定の解除の予定(三件)	五四九
農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示	五五〇
道路の供用開始(二件)	五五〇
建築基準法に基づく道路位置指定	五五〇

公告

一般競争入札について	五五〇
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五五二
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五二
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	五五三
採石業務管理者試験の実施	五五三
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	五五四
国土調査の成果の認証	五五四
建設業法に基づく監督処分	五五五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	五五五

告示

山梨県告示第百八十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の十一第一項の規定により次の認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成十八年七月二十日

- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 昭和物産株式会社 代表取締役

役 望月敏

二 住所 甲府市若松町五番四号

山梨県告示第百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
山梨市三富川浦字円川一六二四の一六、字所ノ川一八九〇の二(以上二筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
上野原市桐原字小和田六二八〇の一(次の図に示す部分に限る。)、六二八〇の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 笛吹市御坂町大野寺字切久保二一六〇の三、字城山二一七三の四五、二一七三の四七から二一七三の五〇まで
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 農道用地とするため

山梨県告示第三百八十八号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

- 一 の表の二の項中「甲斐市」の下に「、笛吹市（旧芦川村の区域に限る。）」を加え、「、東八代郡芦川村」を削る。

附 則

この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

山梨県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年八月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	四一一号	笛吹市大字石和町市部字上屋敷 二五一番地先から 笛吹市大字石和町八田字塚の越	一四〇・〇	平成十八年 七月二十日

三三二番地先まで

山梨県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年八月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	富士吉田山中湖自転車道線	南都留郡山中湖村平野字向切詰 四七九番の一七三地先から 南都留郡山中湖村平野字向切詰 四七九番の一七七地先まで	七七九・三	平成十八年 七月二十二日

山梨県告示第三百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
 甲斐市龍地字北側六二二番一六、六二二三番一
- 二 道路の幅員
 最大六・〇〇メートル 最小四・七五メートル
- 三 道路の延長
 三三・九二メートル

公 告

- 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務の名称及び数量
- 2 業務の仕様

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成二十一年九月三十日まで

4 履行場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 監視業務又は監視センターについて、入札参加資格確認申請時にI S M S適合性評価制度（情報セキュリティマネージメント）を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。

5 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

6 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
情報政策課ネットワーク管理担当 電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十八年八月二日（水）までの山梨県の休日を含め、（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十八年七月二十四日（月）から同年八月七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで山梨県企画部情報政策課ネットワーク管理担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年八月二十九日（火）午後二時 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年八月二十八日（月）午後四時までに山梨県企画部情報政策課ネットワーク管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す

こととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

四 その他

1 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

The overall maintenance and management of the IT network of the Yamanashi Prefectural government 1 maintenance package

2 Date and time for tender

2:00PM August 29,2006

3 Bureau in charge

Network System Management Section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年七月二十日

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ウイルの森

2 代表者の氏名 田中捷史

3 主たる事務所の所在地 甲斐市上芦沢六十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、人類のふるさとである森を守り、育み、森から始まった生活技術、芸術・芸能文化を継承し、活用できる人材を育成する活動を中心とする事業を行い、もって、豊かで、充実した自然環境に抱かれた地域社会の生活・文化の発展を図ることを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月四日から同年九月三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年七月二十日

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人峡北地域生活支援システム杜の風

2 代表者の氏名 須田昴子

3 主たる事務所の所在地 北杜市長坂町長坂上条二千二百五十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）が地域で明るく、楽しく、豊かな暮らしが出来るように、生活の援助を行うことを目的とする。

また、障害児（者）のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、豊かに生活できるような地域社会を築き、共に学び共に育ち合う場となることを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年七月四日から同年九月三日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関 育成医療及び更生医療として指定した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	担当する医療の種類
大月市立中央病院	大月市大月町花咲二二五番地	腎臓に関する医療
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号	眼科に関する医療
中島薬局	南アルプス市在家塚二二〇〇番地	薬局（調剤）
セキテイ調剤薬局 後屋店	甲府市古上条町一二番地五	薬局（調剤）
セキテイ調剤薬局 昭和店	中巨摩郡昭和町西条一五三二番地	薬局（調剤）
ライフ薬局富士吉田駅ビル店	富士吉田市上吉田二丁目五番一号富士急ターミナルビル内五階	薬局（調剤）
四つ葉薬局勝沼店	甲州市勝沼町休息二二三番地六	薬局（調剤）
よつば薬局下吉田店	富士吉田市下吉田一〇四〇番地二	薬局（調剤）
アーク調剤薬局相生店	甲府市相生二丁目八番一五号今井ビル一階	薬局（調剤）
あんず薬局	富士吉田市旭五丁目一番三七号一	薬局（調剤）

有限会社よし薬局	中央市東花輪六七一番地一	薬局（調剤）
訪問看護ステーションいとしみ	南巨摩郡身延町飯富一六二八番地	訪問看護

● 採石業務管理者試験の実施
 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験日時
 平成十八年十月十三日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所
 甲府市丸の内二丁目八番五号 県民情報プラザ
- 三 受験資格
 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目
 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたまり積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚
 - 2 受験手数料
 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）
- 六 受験願書受付期間
 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

平成十八年九月二十五日(月)から十月五日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、十月五日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先
 受験願書は山梨県森林環境部森林整備課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四二)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年十一月二十日まで縦覧に供する。
 平成十八年七月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住所
中央コンクリート工業株式会社 代表取締役 宮崎洋	甲斐市西八幡四千四百十五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 ライフボックス竜王店
 (二) 所在地 甲斐市西八幡四千四百十五番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	二十四時間
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	翌午前二時	
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	駐車場 は午前八時三十分から翌午前二時三十分まで	駐車場 は午前八時三十分から午後十時まで
	駐車場 は午前八時三十分から午後十時まで	駐車場 は二十四時間

3 変更する年月日

平成十八年七月二十二日

三 届出年月日

平成十八年六月二十六日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称

甲斐市及び大月市

二 調査を行った時期

甲斐市 平成十六年十一月一日から平成十七年三月十五日まで
 大月市 平成十四年八月八日から平成十五年三月十二日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲斐市大字下菅口及び下福沢の一部地区
 大月市富浜町鳥沢の一部地域

五 認証年月日
平成十八年六月二十一日

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年七月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社大熊土建
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見千九十二番地
 - 3 代表者の氏名 桑原繁和
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六〇三九号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成十八年七月二十一日から二十七日までの七日間
- 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第十六条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社曙建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町矢細工百八十三番地
 - 3 代表者の氏名 佐野潔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第九三七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十八年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 相互設工所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母四丁目六番二十一号
 - 3 代表者の氏名 河西たか子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第三〇一二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 坂本建築
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町瀬戸二千九百五十七番地
 - 3 相続人の氏名 坂本光太郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四四五二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ジェーピーエス
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草三千二百六十五番地一
 - 3 代表者の氏名 渡邊和政
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七五六〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社敷島建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条百二十五番地
 - 3 代表者の氏名 石合朝繁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第四九六七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ユージン
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市新田千百五十四番地
 - 3 代表者の氏名 飯島伸成
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五八二号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ランデック
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目九番二十五号サンユウビル三階
 - 3 代表者の氏名 志村武秀
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八五〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 イツカンパニー
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山牛奥二千六百六十一番地
 - 3 代表者の氏名 武井正彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八八七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年六月二十一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年七月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年六月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林組建設
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町真木千八百六十三番地一
 - 3 代表者の氏名 小林孝行
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九八八号
 - 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年五月二十三日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番